

個人情報保護について

平成27年9月に改正個人情報保護法が成立し、平成29年5月30日に全面施行されました。改正後は町内会・自治会等の非営利組織にも個人情報保護法が適用されます。個人情報保護法の基本的なルールを紹介します。

< 参照 >

総務省の個人情報保護法に関する資料

⇒https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf

個人情報保護委員会作成「自治会・同窓会向け会員名簿を作るときの注意事項(個人情報保護法の改正に伴う対応について)」

① 個人情報を集める、保管するときのルール

ルール	敬老会該当者名簿を作成する場合
<p>個人情報を集める前 利用の目的の特定 個人情報の利用目的をあらかじめはっきりさせる。</p>	<p>「敬老会該当者名簿の作成目的は、掲載されている対象者に対して記念品の配布および補助金申請のため市や市連合婦人会等の関係団体へ提出するため」等と利用目的をはっきりさせておく必要があります。</p>
<p>本人から個人情報を集めるとき 利用目的の通知 本人から書面で個人情報を集める場合には、本人に対して利用目的をはっきりとお伝えする。</p>	<p>敬老会該当者には、敬老会該当者名簿の利用目的をはっきりお伝えする。 書面で個人情報を集める場合は、配布する用紙等に、上記の利用目的を記載する必要があります。</p>
<p>個人情報を保管しているとき 安全管理措置 集めた個人情報の漏洩防止のために、適切な措置を講じる。 保有する個人情報の訂正等 集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続きの方法等を本人がわかるようにし、請求があれば訂正する。</p>	<p>敬老会主催団体等において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、敬老会該当者名簿を配布・共有する地域役員等に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要です。 個人情報を集める際に配布する用紙等に、訂正等に関する問合せ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する必要があります。</p>

②個人情報を第三者に提供するときのルール

ルール	敬老会該当者名簿を作成する場合
<p>本人の同意の取得</p> <p>第三者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。</p> <p>ただし以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法令に基づく場合 2. 人の生命、財産を守る場合 3. 委託先に提供する場合 	<p>「敬老会該当者名簿の作成目的は、掲載されている対象者に対して記念品の配布および補助金申請のため市や市連合婦人会等の関係団体へ提出するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。</p> <p>また、以下の場合は同意を得なくても、該当者名簿を提供できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 警察からの照会 2. 災害発生時の安否確認 3. 敬老会該当者名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合
<p>提供に関する記録義務</p> <p>提供先等を記録し一定期間保管する</p>	<p>次の項目を記録し、一定期間保管する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個人データを提供した年月日 • 提供先の氏名または、名称及び住所並びに法人であれば代表者名(法人でない団体において、代表者の定めがあればその代表者名) • 個人データによって識別される本人の氏名その他の本人を特定するに足りる事項 • 個人データの項目 <p>ただし、岡山市(高齢者福祉課)にのみ提供する場合は、記録は不要です。</p>

③個人情報保護法に関する Q&A

Q.個人情報とは？

A.生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、町内会における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には個人情報になります。

Q.すでに作成した敬老会該当者名簿はどのように取り扱えばよいか？

A.「利用目的」の範囲内で取り扱い、盗難・紛失等のないよう、適切に管理するようにしましょう。

Q.新年度で敬老会該当者名簿を作成する場合、変更点のない該当者は、以前取得した情報をそのまま利用することになるが、その場合どのように取り扱えばよいか？

A.以前に敬老会該当者名簿を作成する際、その敬老会該当者に対して、「利用目的」を伝え、「第三者提供」について同意を得ていると思われるので、その場合は改めて何か行う必要はありません。

④個人情報の収集方法の一例

町内会の回覧板等に次の内容を明示し、敬老会該当者名簿への掲載に同意した方が名簿を取りまとめる方へ連絡することで、敬老会該当者名簿を作成する。

(記載内容)

- 敬老会該当者の条件(在宅の数え年80歳以上の高齢者の方)
- 敬老会該当者名簿の使用目的(記念品の配布および補助金申請のため市や市連合婦人会等の関係団体へ提出)
- 名簿を取りまとめる方の連絡先もしくは、同意書と同意書の提出先住所等